

環境事業団法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案要綱

第一 環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）の施行に伴う、所要の規定の整理
環境事業団法の一部を改正する法律の施行に伴い、環境事業団法施行令その他の関係政令の規定の整理を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、平成十一年十月一日から施行すること。

政令第 号

環境事業団法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、並びに環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第五号、第七号、第八号並びに第十号イ、ロ及びハ、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第十二号及び第六十五条の四

第一項第十二号、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の四第一項第十九号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境事業団法施行令の一部改正）

第一条 環境事業団法施行令（昭和四十年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第五号」に改める。

第二条中「第十八条第一項第五号」を「第十八条第一項第七号」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第五条の二中「第十八条第一項第六号の二」を「第十八条第一項第八号」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「第十八条第一項第八号イ」を「第十八条第一項第十号イ」に改め、同条を第四条とする。

第七条中「第十八条第一項第八号ハ」を「第十八条第一項第十号ハ」に改め、同条を第五条とする。

第八条を第六条とし、第九条を第七条とする。

附則第九項を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の八第二十一項第三号及び第三十九條の五第二十二項第三号中「第十八條第一項第四号」を「第十八條第一項第五号」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の五の二中「から第四号まで又は第五号」を「から第五号まで又は第七号」に改める。

（環境庁組織令の一部改正）

第四条 環境庁組織令（昭和四十六年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第九号及び第二十三條第十号中「第十八條第一項第五号」を「第十八條第一項第七号」に改める。

附 則

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

理 由

環境事業団法の一部を改正する法律の施行に伴い、環境事業団法施行令その他の関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。